

平成13年度総合防災訓練大綱について

平成13年5月31日
内閣府（防災）

中央防災会議（会長：内閣総理大臣）は、平成13年度の総合防災訓練大綱を決定し、関係機関に通知した。（地方公共団体へは消防庁から通知）

1 総合防災訓練大綱の概要等

総合防災訓練は、震災対策の推進の観点から東海地震及び南関東地域における地震に係る政府の防災訓練を対象としてきたが、平成7年阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、全国的に実施する必要があると指摘された。

また、平成11年9月の茨城県東海村のウラン加工施設における臨界事故により、原子力災害対策特別措置法が制定されたこと、さらに安全規制等担当省庁においては各種の防災訓練を実施し、防災体制整備の推進が図られていることから、災害対策基本法及び防災基本計画に定める災害全般を対象として、国の関係機関が連携して行う防災訓練等についても総合防災訓練大綱に広く位置付けられた。

平成13年度は、災害対策本部に係る訓練においては防災担当職員のみならず、全ての職員の意識向上を図ること、訓練終了後の評価による防災マニュアル等の見直しを実施すること、ハザードマップの公表により住民に対する危険箇所を周知し、防災意識の普及と高揚を図ることなど、近年の災害の教訓を踏まえ、訓練の方法をより具体的に明記した。

2 政府における総合防災訓練（9月1日の「防災の日」に実施）

政府本部運営訓練として、東海地震に係る訓練については、官邸及び内閣府（合同庁舎5号館）を中心に予知対応型訓練として警戒宣言に係る訓練を行う。また、東海地震及び南関東地域直下の地震に係る発災対応型訓練を実施する。

現地対策本部等運営訓練として、東海地震については静岡県、南関東地域直下の地震については川崎市において現地対策本部を設置し、政府本部運営訓練と一体となり訓練を実施する。また、東京都が同日実施する東京多摩直下での大規模地震に係る訓練について、国として必要な支援を行う。

3 原子力災害等に係る訓練

原子力災害に係る訓練として、原子力災害対策特別措置法に基づき安全規制担当省庁が計画を作成し、国、指定公共機関及び原子力事業者等が共同して総合的な防災訓練を実施する。

また、事故災害に係る訓練は関係省庁が連携して実践的に実施することとし、より効果的な訓練となるよう努める。

4 地方公共団体等における防災訓練

地方公共団体等における防災訓練については、特に訓練の必要性の高い災害を想定し、地域の実情に応じた訓練、参加者自身の判断も求められる住民参加による訓練及び地震災害対応に係る訓練の実施に努める。

連絡先： 内閣府 (防災)災害応急対策担当

電話 03- 3501- 5695

企 画 官 島 田

参事官補佐 谷 津